

元生流第 4484 号
令和 2 年 3 月 27 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事 内堀 雅雄



「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく
牛の「出荷制限解除後の出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、平成 31 年 3 月 28 日に定めた本県の牛の「出荷制限解除後の出荷・検査方針」を別添のとおり「全頭検査終了後の出荷・検査方針」として見直したので、提出する。

全頭検査終了後の出荷・検査方針

1 定義

- (1) 「検査非対象牛」とは、以下の要件の全てを満たす牛をいう。
 - ① 過去3年間においてその飼養する牛の肉から基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されることがない農家が飼養する牛。
 - ② 飼料の流通・利用の自粛の対象外であるほ場で生産された飼料（稲わら、牧草、飼料作物又は野草）並びに輸入飼料のみが給与され、かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置がとられていることを県が確認し、検査の必要がないと認める牛。
 - ③ 避難指示解除準備区域又は避難指示が解除された区域に所在する牛の飼養農家（ただし、当該農家の畜舎、農場等について「放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年八月三十日法律第百十号）」に基づく国による除染等が適切に行われたことを県が確認した場合に限り、牛の出荷を行うものとする。）で飼養される牛以外の牛。
- (2) 「検査対象牛」とは、検査非対象牛以外の全ての牛をいう。
- (3) 農家が飼養する牛に検査対象牛が含まれる場合は、当該農家が飼養する当該牛と同一区分の牛は（1）にかかわらず、検査の対象とする。
- (4) 「検査対象農家」とは（2）に該当する牛の飼養農家をいう。
- (5) 牛の区分は以下のとおりとする
 - ① 肥育牛（当初より食肉用に出荷されることを前提として飼養される牛をいう。）
 - ② 廃用牛（子取り繁殖用に供された雌牛や、搾乳用に供された乳用種、種雄牛（又はその候補牛）等、肥育目的以外の用に供された牛で、食肉用に出荷される牛をいう。）
- (6) 「抽出検査牛」とは、（2）の検査対象牛の中から放射性物質の抽出検査を行うことを福島県が決定した牛をいう。
- (7) 「検査非対象農家」とは、（4）で検査の必要が無いとされた牛と同一の区分のみの牛を飼養する農家をいう。
- (8) 「抽出検査」とは、農家別、牛の区分別に（その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあつては、その群ごとに）県の職員等が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

2 抽出検査牛

- (1) 福島県は1の（2）に該当する検査対象牛の中から、1の（6）に定める抽出検査牛を決定し、1の（8）に定める抽出検査を行うものとする。
- (2) 抽出検査牛の選定にあたっては検査対象牛のうち、原則として当該年度に初めて出荷される牛を含むものとするとともに、株式会社福島県食肉流通センター（以下、「センター」という。）に出荷し放射性物質についての検

査を行うものとする。ただし、福島県から出荷される牛を受け入れる体制が整備された福島県外のと畜場に出荷する場合は、この限りではない。

- (3) 出荷を行おうとする牛が検査対象牛である繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が50Bq/kg（飼料給与指導は25Bq/kg）を超えるときは、当該農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しを行わせる上で、センターのと畜場に出荷するよう指導する。
- (4) 1の(1)の③に該当する牛以外の牛は、9の(1)により適正な飼養管理がなされていると県が判断した上でセンターに出荷し、その直近の放射性物質結果が3頭連続して50Bq/kg以下となった場合は1の(1)の①及び②により検査対象牛かどうかの判断を行う。
- (5) 事故後、初めての出荷となる検査対象牛については、9の(1)により適正な飼養管理がなされていると県が判断した上でセンターに出荷し、検査をすることとする。なお、その検査結果が「検出せず」となった場合は1の(1)の①及び②により検査対象牛かどうかの判断を行う。

3 検査非対象牛及び抽出検査牛以外の検査対象牛

- (1) 県は検査非対象牛及び抽出検査牛以外の検査対象牛についても、繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛の出荷が必要であると認める場合は2の(3)と同様の対応を求めることとする。
- (2) 検査非対象牛及び抽出検査牛以外の検査対象牛であって、抽出検査牛の抽出検査結果が50Bq/kg以下の場合は、検査は不要とする。
- (3) 次に掲げるものについてはセンターに出荷し、検査を行うものとする。
 - ① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、検査非対象農家及び検査対象農家に移動してきた牛
 - ② 福島第一原子力発電所の20km圏内から事故後に移動してきた牛（事故時に福島第一原子力発電所の20km圏内で飼養されていた牛に限る。）
 - ③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前を含む。）で飼養されていたことがある牛
 - ④ 事故後、初めての出荷となる検査対象牛
- (4) 専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする検査対象農家であって、事故等の事業がない限り牛をと畜場に出荷しないため抽出検査ができない者が飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が50Bq/kgを超えないものに限る。）については、1の(1)に定める検査対象牛である場合を除き、県が適切な飼養管理を確認した上にあつては、県外へ移動できるものとする（飼養履歴確認結果を書面で添付）。
- (5) 福島県外から福島県内に移動してきた12月齢未満の子牛をやむを得ず早期にと畜しようとする場合、県は必要に応じ移動元の県に当該牛の生産農

家の飼養管理履歴等について照会し、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、その結果が 50Bq/kg を超えるときには、当該出荷農家に対し、その牛の出荷を中止させるとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しを行わせて上で、センターに出荷するように指導する。

(6) 福島県外から移動してきた牛を1週間以内に県外と畜する場合にあっては、福島県産牛とはみなさず、検査非対象牛とする。

4 県は、抽出検査と併せ、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた福島県産牛肉への信頼を回復させるため、必要に応じ農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査をできるものとする。

5 福島県外のと畜場への出荷

(1) 県は、福島県内で飼養されている牛が福島県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数、出荷される牛の個体識別番号、1による牛の区分及び牛ごとの検査の必要性の有無、飼養管理状況の確認結果を通知する。また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、検査を実施すべき牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、検査を実施すべき牛全頭について放射性物質検査のための検体採取、福島県が指定する検査機関への検体の送付、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12月齢未満の子牛を県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようとする県外のと畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

6 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

- ① 検査対象農家、検査非対象農家の別
- ② 検査対象農家について行われた検査の検査日及び検査結果
- ③ 出荷した牛の個体識別番号
- ④ 飼養管理状況の確認結果

- (2) 出荷計画は、と畜場のと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。
- (3) 出荷計画案は、県及び関係者から構成される「牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチーム」において決定された、出荷計画案の作成方法や出荷調整方法等により生産者団体等が作成し、県に提出する。
- (4) その際、と畜場のと畜能力、県の検査能力並びに5により福島県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

7 センターにおける管理等

(1) センターにおける受入れ及び確認

センターは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

(2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

- ① センターにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。
- ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、県の職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は県が指定した者が行う。
- ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでセンター内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。
- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、100Bq/kg を超過したことが判明した場合は、県の職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、100Bq/kg 以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果の公表

上記に従って放射性物質の検査を行い、県は検査結果を定期的に公表する。

8 放射性物質についての検査結果が基準値を超過した場合の対応

- (1) 検査結果が、100Bq/kg を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。
- (2) 県は、100Bq/kg を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

なお、県は、100Bq/kg 超過を未然に防止するため、必要に応じて100Bq/kg を超過しない場合であっても、飼養管理状況等の確認のため、立入調査を行う。

9 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入調査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

県は、関係機関・団体等をメンバーとした連絡会議を定期的に行い、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

(3) 情報の提供

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

10 適切な飼養管理を徹底するための措置

(1) 汚染稲わら等の管理等

「放射性物質汚染対処特措法」及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成24年3月30日）」等に基づき処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、次の事項を行う。

- ① 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、処分が行われるまでの間、公有地等に隔離保管場所を確保できる場合は、隔離一時保管を行う。隔離保管場所の確保が困難な場合は、保有農家等において、スプレー等での着色、ラップフィルムやシート等での被覆等を実施する。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、県と市町村は、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、関係団体等と協力して定期的に適切な保管がなされていることを確認する。また、処分された場合は、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。
- ③ 放射性物質検査の結果、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超えることが確認された場合は、放射性物質補選対処特措法に基づき指定廃棄物としての申請を進める。

(2) 飼養管理指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、定期的な聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導するとともに、当該指導に基づき適切な飼養管理が行われていることを確認する。

- ・ 実施者
 - ① 県（農林事務所、家畜保健衛生所）
 - ② 市町村
 - ③ 生産者団体（農業協同組合、酪農業協同組合）

- ・ 実施内容
 - ① 飼養管理チェックリストの作成
 - ② パンフレットに基づく安全な飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点等の指導を徹底
 - ③ 放射性物質に汚染されたおそれのある稲わら等の検査等

(3) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、適切な飼料給与などの飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

(4) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

県は、市町村等の協力の下、給与する飼料の安全性を確保していくため、県が定める「牧草・飼料作物のモニタリングについて」に基づき、次の事項を行う。

- ① 福島県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性モニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。
- ② 牛に給与する飼料は、県が利用自粛解除したもののみとするため、除染後生産される飼料について、必要に応じて放射性セシウム検査を行い、飼料が暫定許容値以下であることを確認する。
- ③ 飼料の生産者が飼料を販売・譲渡する場合は、②により飼料の暫定許容値以下であることが確認された飼料のみとする。
- ④ 除染後の牧草地については、必要なカリ施肥等、適切な肥培管理を行うよう指導を行う。

(5) 飼料販売業者等への指導強化

県は、飼料販売業者に対しては、必要に応じて聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよう指導する。

附則

- 1 この改正は、平成 24 年 9 月 28 日（改正日）から適用する。ただし、1 の（1）にかかる改正については、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 帰還困難区域については、本方針の対象区域としていない。
- 3 平成 24 年 3 月 31 日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内において生存していた牛及びその子孫については、本方針の対象としていない。
- 4 この方針は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 5 この方針は、平成 31 年 3 月 28 日から適用する。
- 6 この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この方針は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部策定）のモニタリング対象県から福島県が除外された時点で廃止とする。